○厚生労働省告示第四百四十号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表注1中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表に次のように加える。

第10部　追加用（6）

内用	名称	薬価規格単位	薬価円
（あ）	アグリリンカプセル0.5mg	0.5mg1カプセル	774.40
（こ）	コムプレラ配合錠	1錠	5,817.80
（は）	バニヘップカプセル150mg	150mg1カプセル	2,812.00
（ふ）	ブイフェンドドライシロップ2800mg	40mg1mL（懸濁後の内用液として）	1,328.30
（へ）	ペルソムラ錠15mg	15mg1錠	89.10
（ほ）	ペルソムラ錠20mg	20mg1錠	107.90
（ほ）	ボシュリフ錠100mg	100mg1錠	3,791.00
（り）	リクシアナ錠60mg	60mg1錠	758.10

注射	名称	薬価規格単位	薬価円
（さ）	ザノサー点滴静注用1g	1g1瓶	42,531
（し）	ジーラスタ皮下注3.6mg	3.6mg0.36mL1筒	106,660
（ほ）	ホメピゾール点滴静注1.5g「タケダ」	1.5g1瓶	137,893
（ま）	マプキャンパス点滴静注30mg	30mg1mL1瓶	89,254
（み）	ミダフレッサ静注0.1%	10mg10mL1瓶	3,340

外用	名称	薬価規格単位	薬価円
（く）	グラナテック点眼液0.4%	0.4%1mL	451.00
（た）	タプコム配合点眼液	1mL	1,060.00

○厚生労働省告示第四百四十一号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及び第二十一条第三号ヘの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十第一号(二)ハ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及びザクラス配合錠ＬＤ」を「、ザクラス配合錠ＬＤ及びコムプレラ配合錠」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十二号

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）の施行に伴い、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十五第四号(2)中「薬事法施行規則（昭和三十六年二月一日厚生省令第一号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の1862から1874までの項中

6あり	ダサチニブ水和物，ニロチニブ塩酸塩水和物

を

6あり	ダサチニブ水和物，ニロチニブ塩酸塩水和物

に改め、同表の1913から1921までの項中

4あり	ダサチニブ水和物，ニロチニブ塩酸塩水和物，ボスチニブ水和物

を

4あり	ダサチニブ水和物，ニロチニブ塩酸塩水和物，ボスチニブ水和物

に改める。

○厚生労働省告示第四百四十四号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表1の1の項中「添附文書」を「添付文書」に、「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」に、「添附する」を「添付する」に、「薬事法第14条第9項（同法）を「薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第14条第9項（旧薬事法）に改め、同表の2の項から13の項までの項中「添附文書」を「添付文書」に、「薬事法」を「旧薬事法」に改め、同表の14の項を次のように改める。